

慰謝料請求、倍額へ

水俣病 訴訟派 時効前に近く決定

水俣病訴訟弁護団と水俣病訴訟患者家庭で会合を開き、現在進行中の水俣病裁判での損害賠償（慰謝料）請求額の増額について話し合った結果、患者本人の場合二倍、家族一・五倍に増額することをメドに、近日中に正式決定することになった。

謝料）請求額の増額について話し合った結果、患者本人の場合二倍、家族一・五倍に増額することをメドに、近日中に正式決定することになった。

人八百万円、親子三百万円、軽症者本人六百万円、配偶者と親三百万円、子供百万円などとなっているが、四十四年六月の提訴以来、すでに三年を経過、この間交通事故などの損害賠償請求額なども急増、公審裁判でも富山イタイイタイ病原告側が請求額を最近倍増していることなどから引き上げることにした。

この日の会合では、弁護側から「患者本人二倍、家族一・五倍」の増額案を示した。これに対し患者家族の一・五倍増については異存はなかったが、患者本人二倍については重症者、死者は千六百万円になるが、軽症の場合千二百万円にしかならず、患者側は「最近の人命尊重、今後の生活、インフレなど考え合わせると千二百万円では不安である」と訴えた。しかしそれらの点については弁護団に一任することになり、弁護団で社会的評価などをかみ合わせて、近日中に請求額を決定することになった。

現在訴訟派は三十一世帯、原告数百二十四人（患者四十五人）で慰謝料請求額は約七億三千万円。